

令和元事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長への貢献を果たすことである。

こうした中、証券モニタリング²の役割は、金融商品取引業者等が市場における仲介者として、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した適切な業務運営を行うよう促すとともに、迅速かつ深度ある実態解明を行うことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

証券監視委は、平成29年1月に公表した第9期中期活動方針において、リスクアセスメントを通じた効果的なモニタリング手法の確立を掲げるとともに、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」³（以下「実践と方針」という。）等を踏まえつつ、金融庁関連部局と連携して取組みを進めてきている。

今般、令和元事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項を、「証券モニタリング基本方針」として取りまとめた。

1. 証券モニタリングの取組方針

(1) 金融商品取引業者等を巡る環境

世界経済は、引き続き緩やかに回復しているが、通商問題の動向や中国経済の先行き、英国のEU離脱問題等の欧州情勢等が不確実性を高め、再び金融緩和に向かう中で、潜在的リスクの高まりが指摘されている。

国内の金融資本市場の動向をみると、株式市場については、株価は高い水準を維持しているものの一進一退の動きが続き、売買高は減少に転じ、金利については、歴史的な低金利が継続している。

上記のような状況の下、金融商品取引業者においては、従来型の売買手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が困難となってきている。

¹ 令和元事務年度は令和元年7月から令和2年6月までを指す。

² 本方針において証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査を指し、オフサイト・モニタリングは、オンサイトによる検査以外で証券監視委や各財務局等が金融商品取引業者等に対して行う報告徴取、ヒアリング、関係先等との意見交換を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

³ 「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し平成30事務年度から公表

一方、一部の投資者において、高収益の商品を求める動きがみられ、個人投資家に対し、十分なリスク説明が行われぬまま高リスクの商品が販売され、その後問題となった事例や、高利回りを掲げ、無登録で金融商品取引業を営む業者が投資者被害を引き起こしている事例も発生している。

また、デジタルイゼーションが進展し、非金融プレイヤーが金融商品取引業へ参入する動き、業務効率化のためクラウドサービスや AI 等を用いる動きがみられている。他方で、サイバー攻撃は、引き続き金融商品取引業者の脅威となっており、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてサイバーセキュリティの重要性が高まっている。

さらに、今秋には FATF 第 4 次対日相互審査が行われる等、国際的にも我が国金融機関の AML/CFT への対応の高度化が求められている。

(2) 証券モニタリングの基本的な進め方

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 7,200 社となっており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、金融商品取引業者等のリスク特性に応じた効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

証券監視委では、全ての金融商品取引業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していく。

また、オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

(3) 昨事務年度の取組み

昨事務年度は、証券会社については、ビジネスモデルの動向やバックオフィス業務の海外委託の進捗状況等に重点を置いて情報を収集し、各社のリスクを把握した上で積極的にオンサイト・モニタリングを実施した結果、一部の中小証券会社による外国株式の勧誘において、顧客に対し虚偽表示又は重要な事項

につき誤解を生ぜしめる表示を行っていた事案が認められたほか、一部の外国証券会社において、システム部門等の海外委託を背景として売買審査システムが十分に機能していない事案等が認められた。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの実施に伴うAML/CFTへの関心の高まりを踏まえ、検査上の対応を本格化した。

投資運用業者については、検査未実施期間が長期化している業者が少なくない中、利益相反管理等の観点から、大企業グループに属する業者、運用の外部委託を行う業者や私募リート業者等について、オンサイト・モニタリングを実施した。また、大手投資運用業者を中心に、資産運用の高度化に向けた動きも念頭に置きつつモニタリングを行った。

一方、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者については、多数の対象業者の中から、取扱商品のリスク分析や外部から寄せられた情報等の分析により高リスクの業者を抽出し、必要に応じてオンサイト・モニタリングを実施した。この結果、貸付型ファンドの販売業者において、資金使途等についての虚偽表示や誤解を生ぜしめる表示、貸付先の事業実態や貸付先における資金使途等を把握するための管理態勢が構築されていないなど、複数の金融商品取引法違反事例や投資者保護上問題のある事案が認められた。

さらに、無登録で第二種金融商品取引業を行い、一般投資家に多額の被害を与えていた事案等については、裁判所への禁止命令等の発出を求める申立てを行った。

(4) 今事務年度の取組方針

近年、多くの金融商品取引業者等においては、従来型の売買手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が難しくなっている中、営業手法として預かり資産拡大による安定的な収益構造へ変革を図っている一方、海外の金融商品や高収益のファンドの取扱いなど、取扱商品を拡大する動きがみられている。

今事務年度は、こうしたビジネスモデルの動向・変化の中で、過大な営業目標や現場のリソースを超えた多大な負担から生じ得る投資家への不適切な営業の可能性を念頭に、必要な内部管理態勢の構築状況、更にはこうした問題の背後に潜む経営の意図・経営資源の不十分な配分等に着目したリスクアセスメントを行っていく。

この中で、以下のような更に詳細な実態を把握する必要がある場合等を中心に、引き続き積極的にオンサイト・モニタリングを実施して、深度ある検証を行っていく。

- ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
- ③ オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
- ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

併せて、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図ることを通じて資本市場の健全な発展にも資するという観点から、特に地域証券会社のガバナンス、ビジネスモデルの持続可能性（含む顧客本位の業務運営）や地域における直接金融の担い手としての役割等については、オフサイトを中心としたモニタリングを実施していく。

また、無登録で金融商品取引業を行っている業者については、情報を積極的に収集・分析し、関係機関と連携して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うなどして、投資者被害の拡大防止に取り組んでいく。

2. 業態横断的なテーマ別モニタリング事項

証券モニタリングでは、実践と方針等を踏まえつつ、業態横断的なテーマ別モニタリング事項として、以下の項目についてテーマ別に求められる適切な手法を通じて金融庁関連部署と連携して検証等モニタリングを行う。

- ① マネー・ローンダリング対策（AML）、テロ資金供与対策（CFT）への取組状況
- ② サイバーセキュリティ対策の充分性、各業態に応じたシステムリスク管理の実施状況
- ③ 顧客本位の業務運営を実現するための施策の実施状況
- ④ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

上記のほか、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその他のテーマ別の検証に取り組んでいく。

3. 規模・業態別の主な検証事項

昨事務年度のモニタリングの結果を踏まえ、金融商品取引業者等の規模や業務内容

等に応じて、実践と方針等を踏まえつつ、個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念がある先、オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

その際、大手グループに属する第一種金融商品取引業者や投資運用業者においては、グループ全体の戦略や運営方針との関係も見据えたモニタリングを行う。

第一種金融商品取引業者が行う高速取引行為関連の業務については、受託業務における内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

(1) 大手証券会社グループ⁴

大手証券会社グループについては、個社を取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況に加え、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組み、形式的なルールにとどまらないプリンシプルに則した実効性のあるコンプライアンス態勢確立への取組み、顧客本位の業務運営の浸透・定着に向けた取組みや AML/ CFT への取組状況等について、継続的にモニタリングを行う。

3メガバンクグループの証券会社に対しては、上記に加え、銀証連携による顧客基盤の拡大を進めていることを踏まえた利益相反管理態勢等の対応状況についても検証を行う。

また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、オンサイト・モニタリングを実施する。

(2) 外国証券会社

外国証券会社については、グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展状況やビジネスモデルの構造的な変化に対応した内部管理態勢の整備状況等について検証を行う。

また、低金利環境が長期間継続する中で、我が国金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスクについて検証を行う。

併せて、近年増加傾向にある M&A や社債発行において大型化も見られる中、引受業務等の投資銀行業務の状況についてもモニタリングを行う。

(3) ネット系証券会社

ネット系証券会社については、市場参入が著しい非金融グループにおける収益面を含むグループ全体の戦略や運営方針を念頭に置きつつ、サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理の実施状況とともに、取扱商品の増大、独立系フィナンシャルアドバイザー（IFA）や地域金融機関との提携による対面

⁴ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

営業への進出・拡大を踏まえた内部管理態勢の整備状況に係る検証を行う。

(4) 準大手証券・地域証券会社等

準大手証券会社、地域証券会社等については、顧客の高齢化や相続による顧客資金の流出の進展等もあり経営環境が厳しい中、特に外国株式、高利回り商品等における不適切な勧誘行為等、投資者保護の観点から問題のある行為が行われていないか検証を行う。また、外国資本等の参加により主要株主や経営体制が変更された証券会社や経営不振企業の資金調達に関与する証券会社の業務運営態勢について検証を行う。

併せて、地域証券会社のガバナンス、ビジネスモデルの持続可能性（含む顧客本位の業務運営）や地域における直接金融の担い手としての役割等については、各財務局等と緊密に連携し、オフサイトを中心としたモニタリングを実施する。

(5) 外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者については、リスク情報の開示状況、ストレステストの適切さや実施したストレステスト結果の適切な自己資本への反映状況等、決済リスク管理等の強化に向けた内閣府令等の改正を踏まえた取組状況について検証を行う。

(6) 投資運用業者

投資運用業者については、利益相反管理態勢や外部委託運用に対する運用管理態勢等について検証を行う。また、地域金融機関や年金基金のニーズが高い私募リート等の不動産関連ファンドを運用する業者の実態や代替資産への投資の現状について把握を行う。

(7) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等について検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者・適格機関投資家等特例業務届出者

第二種金融商品取引業者（含む貸付型ファンドの販売業者）及び適格機関投資家等特例業務届出者については、高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等に着目したモニタリングや、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じて検証を行う。

(9) その他の証券モニタリング対象先

証券金融会社、信用格付業者、登録金融機関、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリングを実施する。

(10) 無登録業者

無登録業者による投資者被害を防止するため、監督局、各財務局等及び捜査当局等との連携を強化し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

4. 関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、直接の意思疎通を通じた情報共有等も含めて、オフサイト及びオンサイト・モニタリング双方の計画策定から、緊密に連携していくとともに、必要に応じて合同検査も実施する。複数の財務局等にまたがる事案が発生した場合、証券監視委は、情報の集約・共有、モニタリング手法の検討を行う等、指導・調整機能を発揮していく。こうした各財務局等の活動を支えるために、必要な研修等にも注力する。

また、証券監視委と自主規制機関等の関係機関の間では、情報交換をタイムリーに行うなど、引き続き緊密に連携し、情報や問題意識を随時共有することで、証券モニタリングを効率的に進めるとともに、検知した事項の改善・再発防止を効果的に進めることを通じて、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図っていく。

5. モニタリング結果の情報発信・その他の取組み

証券モニタリングを通じて把握した問題点あるいは他に模範となりうる取組み（ベストプラクティス）等については、必要に応じて金融庁関連部署と連携して金融商品取引業者等に対しては、フィードバックを行うとともに、これらの監査関係者に対しても、必要に応じて検査結果を講評時等において共有する等、改善に向けた自主的な取組みを促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。